平成２７年（フ）第１００８５号
東京都中野区松が丘２丁目９―14
破産者　中野　　憲
1　決定年月日　平成28年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１００８６号
東京都中央区勝どき１丁目１番１
破産者　株式会社バリューズコーポレーション
1　決定年月日　平成28年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１００８７号
東京都中央区勝どき１丁目１－１―1338
破産者　大泉　　光
1　決定年月日　平成28年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０１５１号
千葉県鎌ケ谷市佐津間1157、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区広尾５丁目23番２号広尾センターハイツ105号
破産者　ナップ株式会社
1　決定年月日　平成28年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０７２２号
東京都東村山市諏訪町１丁目１―10―502
破産者　佐藤　栄二
1　決定年月日　平成28年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３１２号
埼玉県川口市朝日５丁目３番２号
破産者　株式会社エー・エス・ケー
1　決定年月日　平成28年２月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１９３号
さいたま市岩槻区大字鹿室488番地２
破産者　エレガンスクリーニングベル，きもの洗い花おとぎこと亡小林茂美相続財産
1　決定年月日　平成28年２月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１２８１号
埼玉県蓮田市大字馬込1541番地
破産者　株式会社ナラザキ管器
1　決定年月日　平成28年２月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３９４号
千葉県松戸市常盤平７丁目17番地　常盤平公団住宅２街区29棟203号
破産者　尾澤　尋史
1　決定年月日　平成28年２月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第５０７号
千葉県柏市根戸390番地７
破産者　Ｇｒａｃｅ　Ｆａｍｉｌｉａｒ合同会社
1　決定年月日　平成28年２月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第５０８号
千葉県柏市根戸390番地７
破産者　遠藤　節子
1　決定年月日　平成28年２月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第５０９号
千葉県柏市根戸390番地７
破産者　遠藤　雅之
1　決定年月日　平成28年２月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第５６１号
千葉県鎌ケ谷市佐津間２番地12
破産者　小松崎真二
1　決定年月日　平成28年２月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４９１号
堺市東区石原町２丁124番地、商業登記簿上の本店所在地大阪府岸和田市西之内町49番６号
破産者　大阪オートクラブ株式会社
1　決定年月日　平成28年２月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０２９号
堺市堺区浅香山町２丁４番12号
破産者　一般社団法人堺市規格葬儀連絡会
1　決定年月日　平成28年２月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１４５号
群馬県前橋市新前橋町26番地17
破産者　株式会社マルチ・メディア
1　決定年月日　平成28年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３１６号
群馬県佐波郡玉村町大字上之手2104番地34
破産者　新埼工業有限会社
1　決定年月日　平成28年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３１４２号
東京都渋谷区千駄ケ谷１丁目13番11号
破産者　株式会社ＡＳＩ
1　決定年月日　平成28年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１８号
香川県観音寺市豊浜町箕浦甲2012番地１、商業登記簿上の本店所在地香川県観音寺市豊浜町箕浦甲2012番地の１
破産者　ミキロン株式会社
1　決定年月日　平成28年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２７年（フ）第１５５号
高知市上町３丁目３番１号
破産者　有限会社中岡建設
1　決定年月日　平成28年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１０２９号
千葉県浦安市堀江１丁目33番１―310号　フレンド736
破産者　深澤　裕也
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０５７号
千葉県習志野市袖ケ浦１丁目８番11号
破産者　井上　惠子
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係